

犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

犬を飼う場合は、生涯1回の登録と毎年の予防注射が必要です。狂犬病は、発症した犬が人やその他の動物をかむことにより、死亡させる恐れのある病気で、世界各地で現在も発生しています。犬に予防注射を接種することで流行を防げるため、室外犬・室内犬を問わず全ての犬に接種が義務づけられています。

登録や狂犬病予防注射を受けない場合には、狂犬病予防法第27条により20万円以下の罰金が課される場合があります。

既に犬の登録がお済みの方には、案内はがきを送付しますので、当日会場に持参してください。

平成28年度畜犬登録・狂犬病予防注射日程

5月9日(月)		5月10日(火)		5月11日(水)		5月12日(木)		5月13日(金)	
場所	時間	場所	時間	場所	時間	場所	時間	場所	時間
桜丘2丁目 旧老人福祉センター跡	9:00～9:15	中央3丁目 東部こども館前	9:00～9:20	美留和会館前	9:15～9:50	古丹生活館前	9:20～9:45	南弟子屈生活館	9:15～9:30
旧 鋳別 家畜センター前	9:20～9:30	修武館	9:25～9:35	戸別訪問	9:55～10:50	林業多目的センター (旧仁伏クアハウス)	10:00～10:10	熊牛集会所	9:35～9:45
御幸別集会所	9:40～9:50	商工会館裏	9:40～9:50	摩周観光文化 センター駐車場	11:00～11:15	旧川湯温泉観光協会 跡駐車場	10:20～10:35	戸別訪問	9:50～10:30
最栄別 寿の家	10:00～10:10	鈴蘭4丁目 すずらんこども館	10:00～10:30	原野 福祉の家	11:20～11:35	川湯第2駐車場	10:40～10:55	サンベコタン 平和集会所	10:35～10:45
奥春別 交流センター	10:15～10:35	摩周2丁目 摩周自治会館	10:35～10:45	原野摩周会館	11:40～11:55	川湯支所前	11:00～11:20	泉ヶ丘公園	10:55～11:30
奥春別 集いの家	10:40～10:50	戸別訪問	10:50～11:30	仁多交流センター	13:10～13:25	戸別訪問	11:25～12:00	泉の湯前	11:35～12:00
戸別訪問	10:55～11:40	中央2丁目 町公民館前	12:30～13:00	戸別訪問	13:30～14:00	青少年会館前	13:00～13:20	戸別訪問	13:00～16:00
鋳別 寿の家	11:45～12:00	戸別訪問	13:05～13:30	日の出・旭地区 コミュニティ会館	14:05～14:25	跡佐登 福祉の家	13:25～13:40		
見晴台団地 子供広場前	13:00～13:20	札友内 寿の家	13:40～13:50	仁多 寿の家	14:30～14:45	川湯駅前 交流センター	13:50～14:10		
弟子屈消防署横	13:25～13:40	屈斜路 研修センター	14:00～14:15	戸別訪問	14:50～16:00	戸別訪問	14:15～16:00		
高栄会館	13:45～14:00	和琴半島入り口 交差点横	14:20～14:30	ご自分の近くの場所と時間帯の確認をして、忘れずに予防注射を受けてください。					
美羅尾ヶ丘会館前	14:05～14:25	窪内売店の 駐車場	14:35～14:50	5月10日(火)は、お昼休みの時間帯での新規登録や予防注射を希望される方のために、町公民館前で12時30分～13時に実施します。					
水郷公園駐車場	14:30～14:40	戸別訪問	14:55～16:00	《集合注射の日程と都合が合わない場合の相談先》					
美里4丁目 旧町営プール前	14:45～15:00	▶ 釧路地区農業共済組合弟子屈支所							
湯の島 寿の家	15:05～15:15	☎ 4 8 2 - 2 5 7 1 (桜丘3-10-13)							
戸別訪問	15:20～16:00	▶ 三城家畜病院 ☎ 4 8 2 - 2 9 0 0 (鋳別原野312-13)							

飼い主の皆さんへ

○散歩時のフンは持ち帰りましょう！

雪解け時期となり、道路など公共スペースでのペットのフンが目立つようになってきています。飼い主の方は散歩時のフンを必ず持ち帰り、処理してください。

自分の敷地内であっても衛生上、フンなどを散らかしたままにはしないよう心がけましょう。

○放し飼いは絶対にやめましょう！

最近、犬の放し飼いによる苦情や事故が発生しています。放し飼いは絶対にやめましょう。

■新規登録料	1頭 3,000円
■注射料	1頭 3,160円
■戸別訪問巡回手数料	1戸 1,000円

申し込み・問い合わせ先
役場環境生活課生活係
☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

あなたのご意見お聴かせください

子ども・子育て会議委員を募集します

2012年8月に成立した子ども・子育て関連3法による、新たな子ども・子育て支援制度が2015年度から始まっています。

新制度では、国が定める基本指針に即し、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。計画の策定には、子どもの保護者や子育て支援に関わる当事者の意見を反映すること、合わせて子ども・子育て支援に関する施策の実施状況などを調査審議する機関として、各自治体に子ども・子育て会議を設置することが求められています。

町では、2013年10月に弟子屈町子ども・子育て会議条例を制定。第1期の委員が2015年10月に任期満了となったため、第2期の委員を募集します。

▶ 募集人数 / 1人

※会議は12人で構成し、他の委員は幼稚園や保育園の保護者の会など、関係団体からの推薦により選考します。

▶ 応募資格

①今年の6月1日現在、弟子屈町民であること。

②満13歳未満の児童の保護者であること。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は応募できません。

- 成年被後見人、または被保佐人
- 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 日本国憲法、またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党やその他団体を結成した人や加入した人。

▶ 任期 / 2年間(会議は、年数回程度の予定です)

▶ 報酬・費用弁償 / 「弟子屈町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給します。

▶ 応募方法 / 応募用紙に必要事項を記入の上、役場に郵便、ファクス、電子メールで送るか、役場福祉こども課・川湯支所にご持参ください(受付時間 / 月～金曜日の8時45分～17時30分)。応募用紙は役場福祉こども課、川湯支所にあるほか、町公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

▶ 応募締切日 / 5月20日(金)(必着)

▶ 決定方法 / 応募者多数の場合、公募委員選考委員会で書類審査により選考します。

▶ 決定通知 / 応募者に書面で通知します。

応募・問い合わせ先

役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通) ☎ 4 8 2 - 2 6 9 6

メール kodomo@town.teshikaga.hokkaido.jp

春のヒグマ注意特別期間継続中 期間 / ～5月31日(火)まで

春は、ヒグマによる事故やヒグマとの遭遇が増える季節です。

町内では2015年度、ヒグマ個体や足跡、ふんなどの目撃などで役場に連絡があった件数が124件と、過去に例のない件数の通報が寄せられました。通報数は5月下旬ころから増え始め、夏から秋にかけて頻繁に出没などの情報があり、関係機関などで対応を行ってきました。

今年は、冬期間にもかかわらず足跡の目撃情報があったほか、雪解け時期にはヒグマが道路を横断していたなどの情報が寄せられています。ヒグマによる事故に遭うことがないように、特に注意をお願いします。

▶ ヒグマの被害に遭わないために

- 野山では / 事前にヒグマの出没状況を確認する・一人では野山に入らない・音を出しながら歩く・薄暗いときには行動しない・フンや足跡を見たら引き返す・食べ物やごみは必ず持ち帰る
- 日常生活では / 家庭のごみは収集日に定められた方法で出す・ごみのポイ捨ては絶対にしない、させない・町内でヒグマを目撃したら、役場農林課か弟子屈警察署 ☎ 4 8 2 - 2 1 1 0 へ、すぐに通報する。(町の皆さんや観光客の方などの安全確保のため、ご協力をお願いします)

□ 問い合わせ先

● 町内のヒグマに関すること / 役場農林課林務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

● 春のヒグマ注意特別期間に関すること / 釧路総合振興局保健環境部環境生活課 ☎ 0 1 5 4 ④ 9 1 5 4

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/higuma/shichoson_link_page.htm (道内ヒグマ情報)